

# 東日本大震災を思う

## — 福島県浪江町から —

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から一年以上が経過し復旧や復興がいわれている一方で、未だ自宅に戻ることができない被災者の方が数多くおり、被災地では今もさまざまな支援を必要としています。

災害支援のため、被災地の一つである福島県浪江町（実際の勤務地は二本松市内に仮設された事務所）に赴いた本町の職員が多くが、たくさんの被災者からの「この震災のことを忘れてほしい。現状を伝えてほしい」という声を持ち帰っています。

そこで現在赴任中の町職員（湯川太一主査）に被災地で見たことや感じていることなどを聞きました。 **照会先** 企画課 ☎85-9572

### 浪江町はどのようなところですか？

浪江町は海も自然もとても豊かな所です。しかし震災以降、警戒区域となってしまうため、住民は今なお生活の基盤を奪われ、故郷に帰れず避難生活を余儀なくされています。また、遠くには原発が見え、目に見えない放射線への不安を抱えています。

### 実際に浪江町には入りましたか？

4月から浪江町の福祉こども課に勤務していますが、5月に倒壊家屋の調査で2度入りました。立ち入りにはマスクと防護服を着用します。検問中の警察官や一時的に立ち入りを許可された住民の自動車などにすれ違う他に、人の気配はありません。中心市街にはいくつか倒壊家屋があり草も伸びていましたが、このまま生活ができるのではと考えるほど整然としていました。しかし当然ながら、住民や車をほとんど見かけず郊外には流された車や打ち上げられた漁船があり、いずれも震災発生当時のままになっていました。

### 被災地で暮らす中で感じたことを教えてください。

全国紙やニュースでは、もう安全だから原発は再稼働すべきだとの意見もありますが、今も福島原発事故現場では高い放射線が放出され続けており、除染も進まず故郷に帰れない方も多い状況です。地元の方の中には、福島県は置き去りにされてしまったのかといった不安などがあるように思います。

### 最後にひと言をお願いします。

このような中、浪江町では4月19日に浪江町復興ビジョンを作りました。町民アンケートやパブリックコメント、町民懇談会を重ね、町民一人ひとりの思いを丁寧に拾って復興検討委員会などで丹念につづったものです。そこには「あきらめなければ必ず乗り越えられる」という強い決意が刻まれています。浪江町のホームページでも閲覧できるので、ぜひ見てみてください。

そして、箱根町においても平穏な生活や豊かな自然があってこそ「観光地＝箱根」だと思います。今年もまもなく始まる節電の夏に向け、今一度、いろいろと思いを巡らす機会を設けてみませんか。

**伝言板**

**避難者の方へ**  
県外に避難している皆さんの様子や困っている事などがよく分からないので、情報を寄せてください。  
浪江町役場職員より



## 設置義務から一年 取り付けましたか 住宅用火災警報器を

昨年の6月1日に、一般住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化されてから、一年が経過しました。

消防では、町内の普及率は現在60%と推計していますが、まだまだ普及途中です。

仮に100%に達したとしても、住宅火災の死者数がゼロになる訳ではありませんが、100%という数字がある以上は、100%を目指さなければなりません。

本町は、一般住宅の火災が少ない町だということもあり「火災警報器なんか付けなくてもわが家は大丈夫」という考えの方もいると思います。

しかし、病気の予防には日頃の習慣の改善が効果的であるように、火災の予防には「家の環境の改善」が有効な手段になります。

火災発生時に逃げ遅れないために、また、火災の中でも特に死者数が多い就寝時の火災で命

を落とさないためにも、住宅用火災警報器はとも効果があります。

火災を予防し、安全や安心をもたらす住宅用火災警報器を設置しましょう。

**設置義務がある場所**

- 寝室（全ての寝室が対象。子ども部屋などでも、就寝に使用する部屋には設置が必要）
- 階段（寝室がある階の階段上部）

※消防法令では、いずれも煙を感知する煙式の住宅用火災警報器設置が義務付けられています。

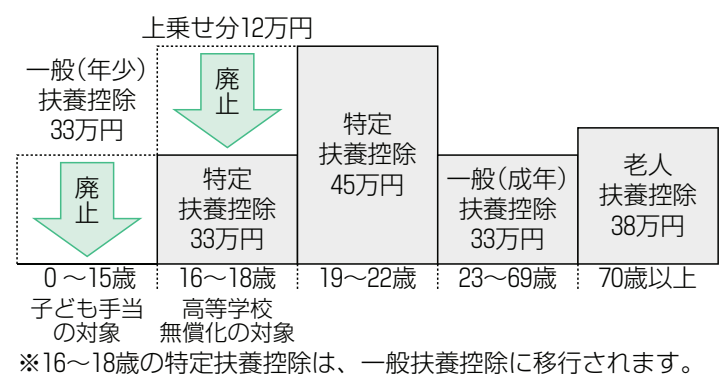
**もし警報が鳴ったら！**

- ▶大きな声で知らせましょう。
- ▶避難しましょう。
- ▶119番通報しましょう。可能なら初期消火をしてください。

※火災ではないのに鳴った場合は、警報停止ボタンを押すかひもを引くなどして止めてください。また、電池切れ警報が鳴った場合は電池を交換してください。



**照会先** 消防本部予防課  
☎82-4505



〈控除額表〉 ※改正されたもののみ掲載

区分	町県民税		所得税
	(改正前)	(改正後)	
扶 養	一般(年少)扶養親族(0~15歳)	33万円	0円
	特定扶養親族(16~18歳)	45万円	33万円
障がい者	同居特別障がい者加算	23万円	0円
	同居特別障がい者	0円	53万円

**町県民税(住民税)が改正されました**

本年度から町県民税(住民税)が改正されました。

**扶養控除の見直し**

- 子ども手当の創設に伴い、年少扶養控除(扶養親族のうち16歳未満の方)に対する扶養控除が廃止されました。
- 高等学校実質無償化に伴い、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除の

**同居特別障がい者加算の特例**

年少扶養に対する扶養控除の廃止に伴い、納税義務者の控除対象配偶者および扶養親族が、同居の特別障がい者である場合、特別障がい者控除に23万円が加算されることになりました。(控除額は変更なし)

**同乗せ分(12万円)が廃止され、扶養控除額が33万円になりました。**